

令和 4 年度

事業報告

第 9 期

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月31日

社会福祉法人 由愛会

1. 事業の概況

本県の人口は全国最大のペースで減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると 2040（令和 22）年には、本県の総人口は 70 万人以下、高齢化率は 47.5%と予測されております。

このような近い将来の状況において安心・安全な社会を持続・維持していくためには、介護を支える人的基盤（住み慣れた地域で医療・介護・福祉サービスが一体的に提供）の確保や地域での生活を支える地域包括ケアシステム（地域のコミュニティで互いに支え合う社会）の構築が益々重要とされることから、当法人に於いても同様の趣旨に従って事業の運営をしてまいる所存であります。

また、経済の状況に於いては、昨年は不穏な世界情勢と不安定な為替レートに起因する資源や食料価格及び光熱費の異常な高騰に見舞われるとともに、昨今の新型コロナウイルス感染症に当法人も多大な影響を受け、在宅サービス事業の休業及びサービスの縮小を余儀なくされる大変厳しい一年となっております。

今後も新型コロナウイルス感染症への対策を従前どおり講じることはもとより、近年の甚大な被害を及ぼす自然災害（風水害・地震）への自己防衛も求められていることから、人の命を預かる福祉施設として、前段に示すとおり地域住民の皆様との協調のもと、常にリスクマネジメントを念頭に置いた BCP（事業継続計画）の策定に基づく介護サービスの充実を図ることと致しております。

こうした情勢のもと、当年度の事業活動による損益は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）鳥寿苑、東光苑、ケアセンター悠楽館、尾崎福祉相談センター、短期入所生活介護施設ケアステーション・愛の各事業ならびに由利本荘市からの委託業務を含めた 17 事業での事業収益・サービス活動収益は、コロナ渦の影響から 749,056 千円、サービス活動増減差額は△18,965 千円の減収減益となりました。

2. 対処すべき課題

国の基本方針である「地域包括ケアシステム」一可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の終末まで続けることができる仕組みの構築への取組が県並びに市町村において引き続き進められております。また、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、地域のあらゆる世代の住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成する事を課題としております。

今般の社会福祉法改正においても、こうした方向性に沿った取組を進めるために社会福祉法人のそれぞれの圏域で、地域を支える拠点として機能することが強く期待されておることから、当法人としても指定管理者として運営を担う鳥海地域、東由利地域のみならず、由利本荘市及びその近隣の市町村に存在する介護福祉事業所はもとより、行政並びに医療との連携体制を整え、「地域包括ケアシステム」のさらなる進展に協力していく所存です。

加えて、リスクマネジメントはもとより、各拠点との協議のうえ業務システムの改善並びにサービスの質の向上を図る事により収益向上を目指すものであります。

- (1) 適切な事業実施の取組 社会福祉法改正にともなう法人体制並びにコンプライアンスの強化を図るうえで、拠点会議を通じ各事業所職員の遵守意識を高め、更なる信頼を高めることに努める。
- (2) サービスの質の向上 「介護の標準化」として根拠ある介護を進めるうえでサービス利用者への説明責任、委員会活動、各種研修等に参加し、各事業所に於けるサービスの質の向上に努める。
- (3) 地域への貢献 「地域における公益的な取組の実施」が責務となることから、介護予防・日常生活支援総合事業を通じて地域のニーズを把握するとともに対応に努める。
- (4) 人材の確保・定着 介護職・看護職の人材確保に向け、ホームページ、ハローワーク並びに高校生を対象に就職説明会への参加等、新規学卒者を含めた求人活動に努める。
また、職員定着に向けて、職員のキャリアアップの支援、介護職員処遇改善加算等を原資とした賃金改善、就業環境改善に取り組むとともに業務改善に努める。
- (5) 危機管理体制の構築 「より安心・安全」なサービスの提供を行ううえでリスクを想定したBCP（事業継続計画）の策定に努める。
・非常災害対策（風水害・火災・地震）
・感染症対策（新型コロナウイルス・他感染症）

3. 財産及びサービス活動増減の状況

(令和5年3月31日現在)

| | 第9期 令和4年4月～令和5年3月 | 第8期 令和3年4月～令和4年3月 |
|---------------|----------------------|----------------------|
| 事業収益・サービス活動収益 | 749,056千円 | 797,226千円 |
| サービス活動増減差額 | △18,965千円 | 8,157千円 |
| 当期活動増減差額 | △25,786千円 | 9,557千円 |
| 総 資 産 | 354,276千円 | 366,450千円 |

4. 法人の概要

- (1) 法人の名称及び代表者 社会福祉法人 由愛会 理事長 小林哲男
- (2) 主たる事務所所在地 由利本荘市薬師堂字谷地 287 番地 2
及び電話番号 0184-28-0222
- (3) 認可年月日及び認可番号 平成26年11月11日 指令由本第1924号
- (4) 法人登記年月日 平成26年11月13日

5. 法人の行う事業

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

| 事業の種類 | 施設・事業種別 | 施設名称 | 施設長(管理者) | 定員 |
|------------|-----------|------------------------------|----------|-----|
| 第一種社会福祉事業 | 特別養護老人ホーム | 鳥寿苑 | 村上一弥 | 50名 |
| | | 東光苑 | 佐々木喜隆 | 50名 |
| 第二種社会福祉事業 | 短期入所生活介護 | ケアステーション・愛 | 佐藤博樹 | 34名 |
| | | 鳥寿苑短期入所生活介護 | 村上一弥 | 22名 |
| | | 東光苑短期入所生活介護 | 佐々木喜隆 | 15名 |
| | 通所介護 | 鳥寿苑通所介護事業所 | 今野由美子 | 25名 |
| | | 悠楽館通所介護事業所 | 高橋弘子 | 25名 |
| | | 知的障がい者デイサービスセンター | 村上一弥 | — |
| | | 東光苑通所介護事業所 | 佐々木喜隆 | 25名 |
| | 訪問介護 | 鳥寿苑訪問介護事業所 (尾崎出張所・東光苑出張所) | 阿部利加子 | — |
| | 生活支援ハウス | 鳥寿苑生活支援ハウス | 村上一弥 | 10名 |
| | | 悠楽館生活支援ハウス | 村上一弥 | 10名 |
| 東光苑生活支援ハウス | | 佐々木喜隆 | 8名 | |
| 公益事業 | 居宅介護支援 | 鳥寿苑居宅介護支援事業所 | 菅野照美 | — |
| | | 東光苑居宅介護支援事業所 | 菊地智広 | — |
| | | 尾崎居宅介護支援事業所 | 矢野香里 | — |
| | 訪問入浴介護 | 鳥寿苑訪問入浴介護事業所 | 村上一弥 | — |
| 収益事業 | なし | | | |

6. 法人役員、評議員の状況

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

| 理事 | 監事 | 評議員 | 事務員 | 評議員 選任・解任委員 |
|----|----|-----|-----|----------------|
| 6名 | 2名 | 7名 | 5名 | 3名 |

7. 委員会・広報・その他活動の状況

(1) 委員会活動

①ケアステーション・愛

- ・身体拘束廃止委員会(月1回)・感染・褥瘡対策委員会(月1回)
- ・行事企画委員会(月1回)・食事検討委員会(月1回)

②特別養護老人ホーム鳥寿苑・ケアセンター悠楽館

- ・管理委員会(月1回)・衛生委員会(月1回)・事故防止委員会(年4回)
- ・給食委員会(年3回)・リハビリ委員会(年2回)・衛生美化委員会(年4回)
- ・身体拘束廃止委員会(年4回)・感染防止対策委員会(年2回)

③特別養護老人ホーム東光苑・デイサービスいちょう館

- ・安全（事故）委員会（月1回）・給食委員会（月1回）・入浴委員会（月1回）
- ・排泄委員会（月1回）・運営委員会（月1回）・感染防止委員会（月1回）
- ・人権委員会（月1回）

④尾崎福祉相談センター 居宅介護支援事業所・鳥寿苑訪問介護事業所尾崎出張所

- ・ヘルパー定例会議（月1回）・居宅伝達会議（週1回）

(2) 新人職員研修

①基礎講習 2名 令和4年4月1日～8日（ケアステーション・愛）

②現場実習 2名 令和4年4月11日～30日（ケアステーション・愛）

(3) 広報活動

①就職説明会他

- ・高卒求人説明会（3年生対象） 令和4年7月14日（ナイスアリーナ）
- ・高校生就職活動サポートセミナー 令和4年11月22日（ナイスアリーナ）
- ・矢島高校キャリアガイダンス 令和5年2月14日（矢島高校）

(4) 法人職員の健康診断及びストレスチェック実施状況

ストレスチェック対策（50名以上の職員）

- ・対象施設：鳥寿苑、悠楽館 実施職員数：73名
東光苑 実施職員数：55名
- ・実施期間：令和4年7月5日～30日、令和4年8月4日～26日

(5) 会議開催状況

| 会議名 | 開催回数（令和4年4月～令和5年3月） |
|----------|---------------------|
| 拠点会議 | 12回 |
| 財務収支状況調査 | 12回 |

8. 拠点業務報告

各拠点の利用状況並びに活動について次のとおり報告いたします。